　教私第1584-4号

令和５年２月15日

各私立幼稚園設置者　様

各私立認定こども園設置者　様

大阪府教育庁私学課長

令和４年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金

に係る事業の追加募集について（通知）

標記について、国庫補助金(国２次補正予算)を財源とする大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の追加募集を行います。つきましては、令和４年12月１日～令和５年３月31日までの期間において、当該事業を新たに実施(または実施を予定)する園は、下記のとおり回答いただきますようお願いします。

※これまでの募集と要件が異なります。本補助金の趣旨や要件等を全て理解いただいた上で、回答してください。

※非常に短い期間での募集となりますが、期限延長は致しかねます。

記

１．募集事業

**・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）３次**

　※感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続するために必要な経費が対象

**・園務改善のためのICT化支援事業 ４次**

２．補助対象期間

**令和４年12月１日～令和５年３月31日**

３．意向確認

　当該事業を実施し、本補助金を活用する意向がある場合のみ、次のとおり回答してください。

※回答にあたっては、必ず別紙の内容を参照してください。

　※期限までに［意向がある］旨の回答がない場合、今後いかなる場合であっても、当該事業への申請はできません。

　（１）回答方法：　**インターネット申込み**　※URLは別紙（次頁以降）に記載しています。

（２）回答期限：　**令和５年２月20日（月曜日） 午前10時00分**　※申込画面は自動で閉鎖されます。

３．今後の予定

　本意向において、［意向がある］旨の回答をいただいた場合は、以下の手続きが今後発生します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 内示 | ⇒ | 交付申請 | ⇒ | 交付決定 | ⇒ | 実績報告 | ⇒ | 額の確定  （支払い） |
| 府 | 園（法人） | 府 | 園（法人） | 府【R5.5】 |

※今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせ等は、大阪府ホームページへの掲載またはメールにて行います。

　　　なお、メールは、本意向確認の回答(インターネット申込み)時に入力いただくメールアドレスあて行います。

入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを

各園(法人)にて確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。

【担当者】　　大阪府教育庁私学課　幼稚園振興グループ　　担当： 高山、小木曽

　　　　　　　電話： 06-6210-9273　　メール：[shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

**別　紙**

**令和４年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の追加募集について**

　（令和５年２月15日）

**幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）３次**

|  |
| --- |
| 対象事業者  　 次に該当する事業者  施設類型：　幼稚園・幼稚園型認定こども園  設置者種別：　学校法人・宗教法人・個人  　　※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については対象外です。  　　※今年度において次の内示を受けた園も対象です。  ・「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）」  ・「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）２次」  交付基準額  　 １園あたり50万円  補助率  　 府(国) 10/10　（事業者負担ゼロ）  　　※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性があります。  補助対象期間  **令和４年12月１日～令和５年３月31日**　　※これまでの募集と異なります。  補助対象経費  **新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら、**  **保育を継続するために必要な下記ア･イにかかる経費**　　※これまでの募集と異なります。  　 ア）新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入  　 イ）新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費  　 上記のうち、補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するものを補助対象経費とします。  　 なお、個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。  ［例］※FAQには、より具体的な例を掲載していますので、必ず確認してください。  ◆保健衛生用品とは・・・ 園児や教職員用マスク、消毒液、ペーパータオル、空気清浄機、体温計、CO2モニター 等  ◆かかり増し経費とは・・・ 感染症対策の徹底を図りながら保育を継続することに伴う業務量の増にかかる経費  　≪留意事項≫  　・本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的  に確認できないものは、補助対象外とします。  　・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが  　　望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。  　・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。  交付する額の上限  　 次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）  算式： **（[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率**  留意事項  　・次年度においても、本事業と同条件の募集を行う予定です(国の動きにより変更の可能性あり)。  ただし、本事業において内示を受けた園は、次年度募集において対象外となる場合がありますので、  次年度に申請の計画がある園は、十分に注意してください。  ・ついては、本事業の趣旨や要件を全て理解した上で、真に必要であり、事業実施及び完了が確実で  ある場合のみ、意向確認に回答してください。 |

**園務改善のためのICT化支援事業 ４次**

|  |
| --- |
| 対象事業者  施設類型：　幼稚園・幼稚園型認定こども園  設置者種別：　学校法人  ※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。  　 ※今年度において次の内示を受けた園も対象です。  ・「園務改善のためのICT化支援事業」  ・「園務改善のためのICT化支援事業　2次」  ・「園務改善のためのICT化支援事業　3次」  交付基準額  　 １園あたり100万円  補助率  　 府(国) 3/4　　※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性があります。  補助対象期間  **令和４年12月１日～令和５年３月31日**　　※これまでの募集と異なります。  補助対象経費  　 ア）幼稚園教諭の事務負担軽減を図るための支援システムの導入  　 イ）コロナ禍においてニーズが顕在化したＩＣＴ環境の整備に必要な経費  　 上記のうち、次の①②に該当する経費を補助対象経費とします。  ① 補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するもの  ② 購入費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等  　 なお、個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。  ［例］※FAQにはより具体的な例を掲載していますので、必ずご確認ください。  ◆幼稚園教諭の事務負担軽減を図るための支援システムの導入費 及び  コロナ禍においてニーズが顕在化したICT環境の整備に必要な経費とは・・・  ・指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理を効率化するシステムの導入  ・預かり保育や幼児教育・保育の無償化に係る事務のICT化  ・保護者との連絡や情報共有を効率的に行うためのアプリの導入  ・教員研修や保育参観、小学校との交流事業等をオンラインで行うためのICT環境整備  ・保育動画の配信を行うためのICT環境整備　　　　　等  ≪留意事項≫  ・リース料、保守費等は申請年度に係る費用のみ対象です。既に導入済のシステムや端末等に係る費用は対象外です。  ・本事業の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できない  ものは、補助対象外とします。  　・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、  園の規則等により適切に判断し支出してください。  　・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。  　・今年度における「園務改善のためのICT化支援事業」、「園務改善のためのICT化支援事業2次」「園務改善のための  ICT化支援事業３次」と本事業のいずれも活用する場合、対象経費の重複や按分は認められません。  　・「こどもの安心・安全支援事業における補助事業」の対象となる安全対策にかかる経費は、本事業では対象外です。  交付する額の上限  　 次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）  算式： **（[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率**  留意事項  　・次年度においても、本事業と同条件の募集を行う予定です(国の動きにより変更の可能性あり)。  ただし、本事業において内示を受けた園は、次年度募集において対象外となる場合がありますので、  次年度に申請の計画がある園は、十分に注意してください。  ・ついては、本事業の趣旨や要件を全て理解した上で、真に必要であり、事業実施及び完了が確実で  ある場合のみ、意向確認に回答してください。 |

**意向確認への回答方法**

|  |
| --- |
| 留意事項  ・真に必要であり、事業実施及び完了が確実である場合のみ、期限までに本意向確認に回答してください。  なお、回答にあたっては、本通知文および別紙・ＦＡＱを必ず確認してください。  ※回答がない場合、当該事業について、本補助金の活用がないものとみなします。  　　　※本意向確認への回答内容をもって内示を行います。内示を受けた園は、次年度募集において対象外となる場合  がありますので、次年度に申請の計画がある園は、十分に注意してください。  ・本意向確認の回答をもって本補助金の交付が決定するものではありません。  必要な諸手続きについては、大阪府ホームページ「幼稚園への通知・照会」への掲載またはメールにて  随時通知します。  ※メールは、本意向確認の回答（インターネット申込み）時に入力いただくメールアドレスあて行います。  入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメール  を各園にて確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。  　・本意向確認へ回答いただいた事業について、最終的な適否の判断は実績報告書（及び、併せて提出  いただく根拠資料）の内容を審査の上行います。つきましては、内示・交付決定を受けた事業及び経費  であっても、補助対象外となる場合がありますので注意してください。  　・今回の追加募集が最後となる見込みです。  　・個別の質問やお問い合わせは控えていただき、不明点がございましたらＦＡＱを確認してください。  回答方法  　・回答時に交付希望額を入力いただきます(この金額が内示額となります)。  　　　交付希望額の算式： **（[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率**  　・本意向確認の回答は下記ＵＲＬよりインターネット申込みにて行ってください。  　　※事業によりURLが異なりますので、注意してください(両方活用されたい場合、それぞれに回答してください)。  　　　ＵＲＬ：　**幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）３次**  ⇒ <https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2023020039>  **園務改善のためのICT化支援事業 ４次**  ⇒ <https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2023020040>  　　　期　限：　**令和５年２月20日（月曜日）午前10時00分** ※申込画面は自動で閉鎖されます。  ※期限を超えての回答は受付けません。  　　　※インターネット申込みへの回答内容は、画面コピーを行うなど、各園において確実に保存・保管してください。  「どの事業に申請したか分からない」､「回答が到達しているか不安だ」等の問い合わせには対応できません。 |